

# JAXA第4期中長期目標の変更案について

令和5年12月21日  
文部科学省宇宙開発利用課

## JAXA法第19条に基づき、令和5年6月13日に閣議決定された宇宙基本計画の変更に伴い、JAXA中長期目標の変更を行う。

第十九条 主務大臣は、通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標（次項及び次条において「中長期目標」といい、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画に基づかなければならない。

## また、第212回臨時国会において「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律」が可決、成立したことに伴い、中長期目標に、民間事業者及び大学等が行う研究開発に対する助成に係る内容を追加する。

【「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の概要」より】  
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の業務として、宇宙科学技術に関する先端的な研究開発の成果を活用し宇宙空間を利用した事業を行おうとする民間事業者等が行う先端的な研究開発に対して必要な資金を充てるための助成金の交付に関する業務を追加するとともに、基金を設ける。

# 中長期目標本文の変更

- ・新宇宙基本計画に基づき、中長期目標の構成及び項目名を変更する。
- ・JAXA法改正を踏まえ、III.6項に「戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化」を追加する。

変更案	現行
<p>I. 政策体系におけるJAXAの位置付け及び役割 (削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 1. 宇宙安全保障の確保</li> <li>1. 2. 国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現</li> <li>1. 3. 宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造</li> <li>1. 4. 宇宙活動を支える総合的基盤の強化</li> </ul> <p>(削除)</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. JAXAを取り巻く環境変化</li> <li>2. JAXAの取組方針</li> <li>3. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>3. 1. 海洋状況把握・早期警戒機能等</li> <li>3. 2. 宇宙システム全体の機能保証強化</li> <li>3. 3. 宇宙状況把握</li> <li>3. 4. 次世代通信サービス</li> <li>3. 5. リモートセンシング</li> <li>3. 6. 準天頂衛星システム</li> <li>3. 7. 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術 (追跡運用技術、環境試験技術等)</li> <li>3. 8. 宇宙科学・探査</li> <li>3. 9. 月面における持続的な有人活動</li> <li>3. 10. 地球低軌道活動</li> <li>3. 11. 宇宙輸送</li> </ul> </li> <li>4. 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組</li> <li>2. 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化 (スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む)</li> </ul> </li> <li>5. 航空科学技術</li> <li>6. 戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化</li> <li>7. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>7. 1. 国際協力・海外展開の推進及び調査分析</li> <li>7. 2. 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献</li> <li>7. 3. プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保</li> <li>7. 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保</li> <li>7. 5. 施設及び設備に関する事項</li> </ul> </li> <li>8. 情報収集衛星に係る政府からの受託</li> </ul> <p>IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 内部統制</li> <li>2. 人事に関する事項</li> </ul>	<p>I. 政策体系におけるJAXAの位置付け及び役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 1. 多様な国益への貢献 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 1. 1. 宇宙安全保障の確保</li> <li>1. 1. 2. 災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献</li> <li>1. 1. 3. 宇宙科学・探査による新たな知の創造</li> <li>1. 1. 4. 宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現</li> </ul> </li> <li>1. 2. 産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化</li> </ul> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. JAXAを取り巻く環境変化</li> <li>2. JAXAの取組方針</li> <li>3. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>3. 1. 準天頂衛星システム等</li> <li>3. 2. 海洋状況把握・早期警戒機能等</li> <li>3. 3. 宇宙状況把握</li> <li>3. 4. 宇宙システム全体の機能保証強化</li> <li>3. 5. 衛星リモートセンシング</li> <li>3. 6. 宇宙科学・探査</li> <li>3. 7. 国際宇宙探査</li> <li>3. 8. ISSを含む地球低軌道活動</li> <li>3. 9. 宇宙輸送システム</li> <li>3. 10. 衛星通信等の技術実証</li> <li>3. 11. 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術 (追跡運用技術、環境試験技術等)</li> </ul> </li> <li>4. 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>4. 1. 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組</li> <li>4. 2. 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化 (スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む)</li> </ul> </li> <li>5. 航空科学技術 (新設)</li> <li>6. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>6. 1. 国際協力・海外展開の推進及び調査分析</li> <li>6. 2. 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献</li> <li>6. 3. プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保</li> <li>6. 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保</li> <li>6. 5. 施設及び設備に関する事項</li> </ul> </li> <li>7. 情報収集衛星に係る政府からの受託</li> </ul> <p>IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 内部統制</li> <li>2. 人事に関する事項</li> </ul>

## 【リモートセンシング】

リモートセンシング衛星の研究開発、運用、利用等を通じて、社会における諸課題及びSDGsの達成に貢献するために以下のとおり対応する。なお、人工衛星を使用した海洋状況把握及び早期警戒機能等に関する取組については、Ⅲ. 3. 1項において目標を定める。

防災・災害対策などの安全・安心な社会の実現について、利用ニーズに対応した衛星データを防災機関や自治体等へ迅速かつ正確に提供し、避難勧告の発出等の減災に直結する判断情報として広く普及させることによって、実際の人命保護・救助や財産保護等に一層貢献する。また、インフラ維持管理等を含む国土管理及び海洋観測に資する衛星データの利用を促進し、安全・安心な社会の実現に貢献する。さらに、衛星データを適切に国外へ提供し、海外における災害被害の軽減と海外との相互支援・互恵関係の構築に貢献する。

(中略)

なお、H3 ロケット試験機 1号機の打上げ失敗により喪失した先進光学衛星（ALOS-3）については、ユーザー官庁を含めた関係府省庁や民間事業者等と対話を進めながら、再開発の要否も含め、今後の方針についての検討を進める。（Ⅲ.3.5）

## 【宇宙輸送】

宇宙輸送システムは、我が国の宇宙活動の自立性確保への貢献の観点から、我が国が必要とする時に、必要な人工衛星等を、宇宙空間に打ち上げるために不可欠な手段であり、基幹ロケット及び当該産業基盤の維持・発展に向けた開発・高度化等の継続的な取組により宇宙輸送能力を切れ目なく保持する。

(中略)

なお、イプシロンロケット 6号機及び H3 ロケット試験機 1号機の打上げ失敗については、直接要因のみならず、背後要因を含めた原因の究明とその対策に透明性を持って取り組んだ上で、基幹ロケットの打上げ成功実績を着実に積み重ねる。（Ⅲ.3.11）

## 【戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化】

### 6. 戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）第21条第1項に基づいて政府から交付される補助金により設置する基金を活用し、民間事業者及び大学等に対する戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する。これにより、宇宙関連市場の拡大、宇宙を利用した地球規模・社会課題解決への貢献、宇宙における知の探究活動の深化・基盤技術力の強化に貢献するとともに、JAXAが産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点として機能する。（Ⅲ.6）

## 【契約制度の見直し】

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、一般管理費については、平成29年度に比べ中長期目標期間中に21%以上、その他の事業費については、平成29年度に比べ中長期目標期間中に7%以上の効率化を図る。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から効率化を図るものとする。これらを通じ、政策や社会ニーズに応えた新たな事業の創出や成果の社会還元を効果的かつ合理的に推進する。なお、人件費の適正化については、次項において取り組むものとする。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正性や透明性を確保しつつ、合理的な調達を行う。また、国内外の調達制度の状況等を踏まえ、会計制度との整合性を確認しつつ、民間事業者にとっての事業性・成長性を確保できるよう、国益に配慮しつつ契約制度の見直しを進め、柔軟な契約形態の導入等、ベンチャー企業等民間の活用促進を行うとともに、国際競争力の強化につながるよう効果的な調達を行う。（Ⅳ. (2)）

## ■ 機構を取り巻く環境の変化

新宇宙基本計画の記載を踏まえ、以下の通り更新。

変更案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宇宙空間の安全保障上の重要性増大</li> <li>■ 災害対策・気候変動対策等の重要性増大・宇宙産業の国際的競争激化</li> <li>■ 宇宙分野における新興国の台頭・世界各国での探査活動の活発化</li> <li>■ 宇宙産業の構造変革の進展・宇宙へのアクセスの必要性増大</li> <li>■ 航空産業の重要性増大・ポストコロナの社会構造の変革</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宇宙空間の安全保障上の重要性増大</li> <li>■ 災害対策・気候変動対策等の重要性増大</li> <li>■ 宇宙航空産業への期待の高まりと国際的競争激化</li> <li>■ 宇宙航空分野における新興国の台頭</li> <li>■ 世界各国での探査活動の活発化</li> <li>■ デジタルイノベーション及び先進科学技術の急速な進展に伴う産業・科学技術基盤の揺らぎへの懸念</li> <li>■ ポストコロナの社会構造の変革</li> </ul>

## ■ 第4期中長期目標期間における取組

新宇宙基本計画「2. 目標と将来像」の構成に従い、取組方針を変更。

### 変更案：5本柱

宇宙安全保障の確保
国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現
宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造
宇宙活動を支える総合的基盤の強化
航空産業の振興・国際競争力強化



### 現行：3本柱

多様な国益への貢献	
宇宙安全保障の確保	災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献
宇宙科学・探査による新たな知の創造	宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現
産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化	
航空産業の振興・国際競争力強化	



# 参考) 独立行政法人通則法 (抜粋)

## (中長期目標)

- 第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
    - 一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
    - 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
    - 三 業務運営の効率化に関する事項
    - 四 財務内容の改善に関する事項
    - 五 その他業務運営に関する重要事項
  - 3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。
  - 4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
  - 5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。
  - 6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

## (中長期計画)

- 第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
    - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
    - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
    - 四 短期借入金の限度額
    - 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
    - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
    - 七 剰余金の使途
    - 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
  - 3 主務大臣は、第一項の認可をした中長期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中長期計画を変更すべきことを命ずることができる。
  - 4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を公表しなければならない。